

- ・ ある種類の株式の譲渡についてのみ会社の承認を要するものとするを認めるなど、株式の譲渡制限に係る定款自治の範囲を拡大しています。
- ・ 会社に対する金銭債権の現物出資について、一定の場合（当該会社に対し、履行期が到来しているものを当該金銭債権の債権額以下で出資する場合）には検査役の調査を要しないものとしています。
- ・ 多様化された種類株式の利用可能性を高めるため、種類株主総会の決議を要する場合の明確化等を図っています。
- ・ 端株制度について、単元株制度との統合により、廃止しています。
- ・ 新株予約権の消却対価として、株式を交付することを認めています。
- ・ 代表取締役に対する社債の発行条項に係る決定権限の授権の許容、社債管理会社の権限・責任の強化、社債権者集会の特別決議の成立要件の緩和、社債券不発行制度の導入等、社債制度全般について規律の合理化を図っています。

(3) 株主に対する利益の還元方法の見直し

株主に対する利益の還元方法の多様化・柔軟化を図る等の観点から、次のような見直しを行っています。

- ・ 株主に対する金銭等の分配及び自己株式の有償取得を「剰余金の分配」として整理し、これらについて統一的に財源規制をかけています。
- ・ 剰余金の分配は、いつでも、株主総会の決議により、決定することができるものとしています。
- ・ 委員会等設置会社以外の株式会社であっても一定の要件を充たすもの（取締役会のほか監査役会及び会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期を1年とするもの）については、定款の定めを置くことにより、取締役会の決議をもって剰余金の分配を決定することができるものとしています。

(4) 取締役の責任に関する規定の見直し

取締役の会社に対する責任について、無過失責任規定の見直し等を行い、委員会等設置会社とそれ以外の株式会社との規律の整合性を図っています。

3 会社経営の健全性の確保

会社経営の健全性を確保し、株主及び会社債権者の保護を図るため、株式会社に係る各種の規制の見直しを行っています。

(1) 株主代表訴訟制度の合理化

株主代表訴訟制度について、次のような見直しを行っています

- ・ 完全子会社となる会社につき係属中の株主代表訴訟の原告が、株式交換等により完全子会社の株主たる地位を喪失する場合であっても、一定の場合には、当該株主代表訴訟の原告適格を喪失しないものとしています。
- ・ 株式会社が株主からの提訴請求に応じない場合において、当該株主又は当該提訴請求に係る取締役からその請求があったときは、当該株式会社に、その不提訴の理由の通知を義務付けています。
- ・ 株主が自己の不正な利益を図るために行う提訴等、株主代表訴訟の制度趣旨を逸脱する提訴は認めないものとしています。

(2) 内部統制システムの構築の義務化

大会社について、内部統制システム（取締役の職務執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制）の構築の基本方針の決定を義務付けています。